

令和4年2月28日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和4年2月28日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請に対する証明の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第7号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第8号 呉市農業経営基盤強化促進基本構想の策定に伴う意見の決定について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 非農地証明について
- 第4号 農地法違反転用に係る勧告について

### その他

### 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝
13番 長迫 秀	14番 新田 隆次	16番 棕開地 省二	17番 本末 満
19番 北村 正次			

### 欠席委員

18番 石田 尚則

### 推進委員

荒谷 博司 小尻 博行

事務局

川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、「申請農地位置図」、資料1「農用地利用集積計画(案)」、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料3「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の策定について」、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要」を送付しています。また、本日配付した資料は、資料4「農地法違反転用に係る勧告について」、「令和4年度農業委員会総会開催計画表」、「令和4年度農業委員会月例現地調査予定表」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番から3番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番から3番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,148㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却や賃借権の設定をするもので、譲受人は、経営規模を拡大し、しいたけを栽培するものです。経営面積は、38アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員 : 2番 田中です。申請地は、以前に農地パトロールを行った際に遊休農地が見受けられた地域で、譲受人は規模拡大し、しいたけ栽培をするということで、遊休農地の解消のた

めにもいいことだと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から3番は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字久光〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は295㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、にんにくを作付けするものです。経営面積は、40アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、譲渡人から手放したい旨の話があり、近くで営農している譲受人が取得して規模拡大したいということで、3か月ぐらいで話がまとまりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字西豊浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は183㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、10アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、譲受人の自宅の近くにあり、はっさくが植えられていて、この夏にはすいかを植えるということで、問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇ほか17筆、地目は田、面積は合計9,475㎡で、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人である子どもの要望に応え、使用貸借するもので、譲受人は父親の経営地の一部を引き継ぎ、野菜を作付けするものです。なお、現在も両者共同で現地を耕作しておられ、写真のとおり、きれいに管理されておられました。営農計画は、ブロッコリーやネギ等を作付けする予定です。経営面積は、申請地だけで9.4アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎの、7番につきましては、10番 亀山委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、亀山委員の退席をお願いします。

#### 10番 亀山委員退席

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字原畑字小迫〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計845㎡で、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は県外に転居予定のため耕作できなくなることから、同じ地域に住む人で管理してくれる人を探していたところ、譲受人から農地取得の申出があったため売却するもので、譲受人は、水稻等を作付けするものです。なお現地は、住宅が点在する地域にあり、写真のとおり、3筆ともき

れいに管理されておられました。営農計画は、水稻や野菜、イチジク等を作付けする予定です。経営面積は、自作地だけで15アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

#### 10番 亀山委員着席

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、下蒲刈町下島字池之浦〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,153㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が11アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、平成30年の豪雨災害で被害を受けた後に修復したということで、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、下蒲刈町下島字大地蔵〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,426㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、樹園地の農業経営を継承するものです。経営面積は、14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：14番 新田です。申請地は、譲受人が月に2、3回、2時間くらいかけて通って手入れしているということで、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、豊町沖友字橋脇〇〇〇〇番ほか5筆、地目は畑、面積は合計で1,868㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、樹園地の持分を譲り受け、権利関係を整理するものです。経営面積は、25アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。譲受人と譲渡人は兄弟で、持分を整理するということです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、地目は田、面積は785㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等は、太陽光パネル154枚、発電容量34.6kwを設置する計画です。現地は、住宅と農地が混在する地域内の農地で、申請人は体調が悪く入院することもあり、農地の管理が難しくなったため、太陽光事業を行うために農地を転用するものです。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域に

については、除外済です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、神山2丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,938㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル198枚、発電容量44kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、太陽光発電として利用するというので、周辺の営農に支障はなく、両側に水路があり、排水も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の内容の一部に訂正があります。契約内容の「贈与」の記載を「売買」に改めてください。2番の申請地は、音戸町藤脇1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で249㎡の第2種農地です。転用目的は、庭敷及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、隣接地〇〇〇〇番〇の庭敷及び駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。



高本委員：6番 高本です。申請地は、庭及び駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、安浦町中央3丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で176㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び庭として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、譲受人は申請地の隣接地に居住しており、自宅用の駐車場4区画と庭の一部として樹木を植える予定です。現地は、住宅街の中に農地が点在している地域で、申請地は現在耕作されておらず、保全管理の状態となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で649㎡の第2種農地です。転用の目的は、新築住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、譲受人は申請地を購入し、新築の住宅4棟と付設の駐車場を整備する予定です。現地は安浦駅の裏手にあり、住宅街の中に農地が点在している地域で、申請地は現在耕作されておらず、不耕作の状態となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番から7番については、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番から7番の申請地につきましては、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して説明いたします。5番の申請地は、安浦町大字女子畑字切畑〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,002㎡、6番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、地目は田、面積は794㎡、7番の申請地は安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,315㎡で、いずれも第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するもので、規模等は、5番が太陽光パネル220枚、発電容量49.5kw、6番が太陽光パネル140枚、発電容量29.7kw、7番が太陽光パネル220枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。現地は、住宅と農地が混在する地域内の農地で、譲渡人はそれぞれ体調不良や遠隔地居住で耕作が困難で、農地の管理が難しくなったため、譲受人に賃貸借するもので、譲受人は太陽光発電事業を行うために農地を転用するものです。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力供給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力供給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用区域については、除外済です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番から7番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番から7番は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町大字中畑字向畠〇〇〇番ほか9筆、地目は田、面積は合計で6,583㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するもので。規模等は、太陽光パネル850枚、発電容量280kwを設置する計画です。現地は、住宅と農地が混在する地域内の農地で、譲渡人は高齢等で耕作が困難となり、農地の管理が難しくなったため、譲受人に売却するもので、譲受人は太陽光発電事業を行うために農地を転用するものです。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力供給契約については、認定書の写しの提出、確認受理をもって電力供給

契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用区域については、除外済です。また、転用面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：9番から11番については、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番から11番の申請地につきましては、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して説明いたします。9番の申請地は、安浦町大字中畑字竹野本〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,068㎡、10番の申請地は、安浦町大字中畑字竹野本〇〇〇番〇、地目は田、面積は555㎡、11番の申請地は安浦町大字中畑字竹野本〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は2,282㎡で、いずれも第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等は、9番と10番が隣接地として併用の発電となり、太陽光パネル180枚、発電容量49.5kw、11番が太陽光パネル180枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。現地は、住宅と農地が混在する地域内の農地で、譲渡人はいずれも会社勤めをしているため耕作が困難となり、農地の管理が難しくなったため、譲受人に売却するもので、譲受人は太陽光発電事業を行うために農地を転用するものです。関係法令については、100%再生可能エネルギーの電気（非FIT契約の太陽光発電所）のため、再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとして、電気売買契約書の写しの提出があり、契約承諾となっています。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用区域については、除外済です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、9番から11番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、9番から11番は、許可と決定します。

議 長：12番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：12番の申請地は、蒲刈町大浦字宮田新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は629㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場として利用するため、売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に土地の造成に着手しているため、始末書添付の申請となっております。譲受人は申請地に雑草が生い茂っており、近隣に迷惑がかかるため草刈り等をした後、土地の造成に着手してしまったとのことで、農地転用許可まで工事を中止するように指導しました。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、既に作業に入っていたので、許可後にするように指導しました。やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：13番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：13番の申請地は、豊町沖友字管足〇〇〇番、地目は畑、面積は138㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟として利用するため、持分を贈与するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅して利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地は、住宅が建てられて相当年数が経っており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：14番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：14番の申請地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,276㎡の農振農用区域内の農地です。転用の目的は、資材置場及び現場事務所等として使用するため、賃借し、一時転用するものです。規模等につきましては、栗石410㎡、現場事務所2棟15㎡、進入路ほか車両転回広場を整備し、転用期間終了後は、農地に復元する計画です。なお、農振農用区域内にある農地の転用は、原則、許可することができませんが、本件転用は、広島県が実施する単独・海岸保全施設維持補修事業に係る資材置場等として使用するもので公益性が高く、転用期間は6か月であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農地転用許可の不許可の例外規定（施行令第4条第1項第1号）に該当しますので、許可、不許可の審議を諮るものです。その他、関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、公共事業による一時転用で、周辺の営農に支障はないので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第5号「民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：買受適格証明が必要となる手続きには、裁判所が入札する民事執行法による売却と、税務署が入札する国税徴収法による公売があります。この証明は、その競売などに供される農地を申請者が入札に参加して買い受けようとするときに必要となる書類で、農地法の適用を受けてその農地を買い受ける資格があるかどうかを証明するものです。この買受適格証明書は入札期間に合わせて、事前に発行しなければなりません。今回は裁判所が売却する農地で、入札は3月となっています。申請者はこの競売農地を買い受け、駐車場として利用するため、買受適格証明を受けようとするもので、競売後に転用する場合は、農地法

第5条の許可申請が必要となります。今回の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は198㎡の第2種農地です。議案第5号の民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請に係るもので、入札により最高価格買受申出人となった旨の証明書を5条許可申請に添付した場合、適格証明書を交付したときと事情が異なる場合を除き、許可して差し支えない旨の決定を受けようとするものです。転用目的は、駐車場6区画を整備するため、所有権の移転を行うものです。現地は安浦駅裏の住宅に囲まれた農地で、写真でご覧のとおり、果樹の枯れ木は数本残っていますが、全面的に草が生えており、耕作は行われておりません。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

また、民事執行法による事務処理の円滑化を図るため、この適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申出人となったときは、当該証明書を交付した時点と事情が異なっていたと認められる場合を除いて、農地法第5条許可申請を許可して差し支えない旨の決定をすることとして、ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議ないようですので、その際は許可することに決定します。

議 長：次に、議案第6号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページから2ページの1-1をご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字林原〇〇〇番ほか24筆で、合計面積は14,277㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に3ページの1-2をご覧ください。

ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、豊町久比字野坂〇〇番ほか2筆で合計面積は1,568㎡です。設定する権利内容は、使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に4ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借り方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。5ページと6ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、3月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第7号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は農業振興地域の整備計画に関する法律に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。呉農業振興地域整備計画は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、計画変更についてご説明いたします。お手元に配布しております、「資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、2変更理由がございますように、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外及び農地中間管理機構関連農地整備事業実施区域となるための編入により農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容についてご説明させていただきます。(1)「農用地利用計画について」ご説明いたします。①の「農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の2ページから3ページの(別紙1)に示しております6件については、所有者より農用地区域の除外の申出がされております。農用地利用計画におい

て、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、6ページの土地利用計画図に示しています位置図と7ページから18ページの詳細図を併せてご覧ください。1件目でございますが、詳細図7ページ、8ページ対図番号①蒲刈町大浦字前沖浦〇〇〇〇番〇の一部、面積21㎡で携帯電話無線基地局として使用するとの申出でございます。2件目でございますが、詳細図9ページ、10ページ対図番号②倉橋町字大亀〇〇〇〇〇番〇〇ほか1筆合計面積905㎡で鉄工所の用地として使用するとの申出でございます。3件目でございますが、詳細図11、12ページ対図番号③-1~④安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇〇ほか4筆、合計面積6,763㎡で太陽光発電装置設置用地として使用するものでございます。4件目でございますが、詳細図13、14ページ対図番号⑤倉橋町字西深見〇〇〇〇〇番ほか2筆、合計面積5,285㎡で太陽光発電装置設置用地として使用するものでございます。5件目でございますが、詳細図15、16ページ、対図番号⑥蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番〇、面積814㎡で原野化しているとの申出でございます。6件目でございますが、詳細図17、18ページ、対図番号⑦⑧⑨下蒲刈町下島字御坊迫〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、合計面積605㎡で原野化しているとの申出でございます。以上の6件につきまして、現地調査を行いました結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございます。次に、4ページ、5ページの農用地区域への編入について6ページの位置図と19ページから21ページの詳細図をご覧ください。安浦町大字三津口字日之浦〇〇〇〇番〇ほか5筆、安浦町大字安登字日野浦〇〇〇〇番ほか6筆、合計面積6,478㎡を農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、今後、畑として長期にわたり耕作を継続していきたいとの申出です。編入につきましても、現地調査を行い、将来的にも営農が継続されるため、農用地区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。



議 長：次に、議案第8号「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の策定に伴う意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：まず、基本構想の策定についての趣旨でございますが、呉市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県の基本方針に即しつつ、地域の実情を踏まえながら、独自に目標を定めた基本構想を策定しています。基盤強化法では、都道府県が該当地域において、将来の農業のあるべき姿について、総合的な計画を定めた農業経営基盤強化の促進に関する基本方針をおおむね5年ごとに10年間を見通して策定することとされています。このたび広島県は、基本方針を、令和3年3月に策定しました。これに伴い、基盤強化法の趣旨や、県の基本方針を踏まえ、呉市が前回策定した農業経営基盤強化促進基本構想が、平成29年3月の施行から、おおむね5年を経過することから、見直しを行い策定するものです。また、基盤強化法において、基本構想を策定する際には、関係する農業委員会や農業協同組合に対して、意見を聴取することとなっておりますので、このたび、お諮りするものです。次に、策定に伴う変更概要についてです。変更箇所は多岐に及びますが、主な変更点を5つに絞って、ご説明いたします。まず、(1)の第1農業経営基盤強化の促進に関する目標に関する項目等の追加についてです。本文の該当ページは、1から5ページに当たりますので、まずは1ページをお開きください。この変更は、農業経営基盤強化促進法第6条第2項に規定のある項目を、明確にするため、各項目の整理・追加を行っています。各項目や番号にアンダーラインが入っているところが、変更した箇所です。次に、

(2)の「第1の3(2)イ新たに農業経営を営もうとする、青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」に関する農業所得の数値の見直しについてです。該当ページは、5ページです。5ページをお開きください。5ページの上から4行目に「(2)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円以上)を目標とする。」と記載しております。見直し前は、5割が8割、250万円が400万円となっております。目標数値を緩和した形です。これは、目標を設定する対象者、認定新規就農者のことですが、昨今の農業経営に関する状況推移や、周辺地域の実情を踏まえ、年間農業所得の数値の見直しをしたものです。次に、

(3)の「第3の2農用地の利用関係の改善に関する事項」についてです。11ページをお開きください。11ページの中ほどに、農業委員会の取組として、「農業委員会は、農地の貸し手・受け手の意向等を把握して、出し手・受け手の掘り起こしを行う等、農地等の利用の最適化に向けた中心的な役割を担い」と追加いたしました。次に、(4)の第4の1(8)存続期間の変更です。17ページをお開きください。17ページの中ほどに、

(8) 同意とありますが、その項目の5行目にカッコ書きで(その存続期間が20年を超えないものに限る。)と、記載しています。この20年の部分が、以前は5年となっておりました。既に、根拠法令ではこの年数が変更されておりますので、このたびの策定に合わせて変更するものです。最後に、(5)のその他についてですが、根拠法の条ずれや、県の基本方針に即して、該当箇所を修正しております。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の策定に伴う意見の決定について」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の14ページから18ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。農地法第4条の規定による届出が3件、農地法第5条の規定による届出が3件、合計6件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により処理したもので、非農地証明申請について2件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和4年度呉市農業委員会総会開催計画

令和4年度呉市農業委員会月例現地調査予定表

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：農業は、属地ではなく属人でいくことが豊町と呉市の合併協議会の合意事項になっていきますので、事務局は頭に入れておいてほしいと思います。

事務局：わかりました。よく確認します。

今井委員：月例の現地調査は、推進委員は地元で活動していますので、他地域の案件で意見を求めるのは難しいのではないかと意見もあります。今回配られた計画は仕方ありませんが、次の計画からは、地元の案件の時に地元の推進委員が現地調査を行うように配慮してほしい。

事務局：締切日直前に申請があった場合は、現地調査日までに2、3日しかないことがあり、日程調整が難しいケースがあると思いますが、少しでも意に沿えるよう検討したいと思えます。

議長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第3回総会は、3月29日 火曜日 午後2時から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和4年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時20分)